

高知大学農林海洋科学部教授会規則

〔平成28年3月9日〕
規則第98号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学教授会規則（以下「教授会規則」という。）第8条の規定に基づき、農林海洋科学部教授会（以下「教授会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(教授会の開催)

第2条 教授会は、原則として月1回開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

2 教授会構成員の5分の1以上の者が、議題とその理由を示して教授会の開催を求めた場合は、議長は、これを開催しなければならない。

3 長期出張、休職及び病気休暇等の事由により1か月以上不在の者は、構成員の員数に含まない。

(審議事項)

第3条 教授会は、教授会規則第5条第1項第1号に規定するもののほか次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の退学、転学、留学、休学、復学及び再入学並びにその他学生の身分に関する事項
- (2) 学部内の教育に関する予算、教育施設、教育設備の管理に関する事項
- (3) 学部の教育組織に関する基本的事項
- (4) 各種委員等の選出に関する事項
- (5) 教員配置の要請に関する事項
- (6) その他学部の組織及び教育に関する事項

(議題の提出)

第4条 教授会構成員は、事前又は当日に複数人の賛同を得て議題を提出することができる。

(議題の通知)

第5条 議長は、教授会の議題をあらかじめ通知しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、議題を当日に追加することができる。

(委員会等への委任)

第6条 教授会は、教授会の所轄する事項を、教授会の議に基づいて設置した諸委員会に委任することができる。ただし、事後、教授会において、その報告及び承認を受けるものとする。

2 設置する委員会に関し、必要な事項は、教授会が別に定める。

(議事の決定)

第7条 教授会の議決が必要な場合には、議長を含めた出席者の過半数の賛成を得なければならない。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決するものとする。

(議事録)

第8条 教授会は、議事要録(配布資料を含む。)を作成し、保管するものとする。

2 議長は、議事要録の確認を行う。

3 教授会構成員は、議事要録を閲覧することができる。

(構成員以外の者の出席)

第9条 議長が必要と認めるときには、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 教授会の事務は、総務部物部総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。